

改正案	現行
<p data-bbox="143 296 488 328">都道府県労働基準局長 殿</p> <p data-bbox="891 419 1155 451">労働省労働基準局長</p> <p data-bbox="304 515 994 547">健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について</p> <p data-bbox="143 611 1146 738">労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第55条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。</p>	<p data-bbox="1180 296 1525 328">都道府県労働基準局長 殿</p> <p data-bbox="1879 419 2143 451">労働省労働基準局長</p> <p data-bbox="1319 515 2009 547">健康管理手帳所持者に対する健康診断の実施について</p> <p data-bbox="1180 611 2112 738">労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第55条の規定に基づき、健康管理手帳所持者が受ける健康診断について別添のとおり定められたので、了知の上、当該健康診断の実施に遺憾のないようにされたい。</p>

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

1 健康管理手帳の所持者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。)に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

ただし、複数の業務に係る健康管理手帳を所持する者が受ける複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断で、放射線被ばくを伴う検査が重複している場合において、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略することができる。

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	(略)

別添

健康管理手帳所持者に対する健康診断実施要綱

1 健康管理手帳の所持者(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用事業場以外の事業場において有害業務に従事したことにより健康管理手帳を所持するに至った者を除く。)に対する健康診断は、次の表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期に、同表の右欄に掲げる項目について行う。

業務の区分	回数	項目
労働安全衛生法施行令(昭和47年政令318号)第23条第1号、第2号又は第12号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務 (じん肺管理区分が管理2の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務 (じん肺管理区分が管理3の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第6号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務(じん肺管理区分が管理2の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第3号の業務(じん肺管理区分が管理3の者)	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第4号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第5号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第6号の業務	(略)	(略)

労働安全衛生法施行令第23条第7号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第8号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務	6カ月に1回 (右欄第5号の に該当し実施する、 特殊な撮影	1 略 2 略 3 略 4 <u>エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)</u> による検査

労働安全衛生法施行令第23条第7号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第8号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第9号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第10号の業務	(略)	(略)
労働安全衛生法施行令第23条第11号の業務	6カ月に1回	1 略 2 略 3 略 4 <u>胸部のエックス線直接撮影による検査</u>

法による胸部エックス線写真による検査については原則年1回)

5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査
石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。)
異常な陰影がある場合

6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)

5 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。)がある場合で、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)